

事務連絡  
平成27年6月26日

公益社団法人  
日本不動産鑑定士協会連合会 殿

国土交通省土地・建設産業局  
地価調査課鑑定評価指導室

「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」の公表について（周知依頼）

産業競争力の強化に関する実行計画（平成26年1月24日閣議決定）では、病院（自治体病院を含む）を対象とするリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を行うこととされており、今般、同実行計画等を受け、「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」（平成27年6月26日）が公表されたところです。

本ガイドラインには、病院不動産の取引時にリートの資産運用会社が留意すべき事項として、不動産鑑定評価に関連する内容が記載されていることから貴所属会員への周知をお願いします。

「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」（抄）

5. 病院関係者との信頼関係の構築、医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守等

（4）不動産の鑑定評価の確認

資産運用会社は、病院不動産の取引時に実施される不動産の鑑定評価が、評価対象不動産の事業特性を踏まえた当該事業の持続性・安定性について分析を行っていることを確認すること。